

**宮城県保育施設生成A I 活用支援事業  
企画提案募集要領**

1 趣旨

この要領は、宮城県（以下「県」という。）が宮城県保育施設生成A I 活用支援事業（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 募集事項

- (1) 業 務 名 宮城県保育施設生成A I 活用支援事業
- (2) 業 務 内 容 別紙企画提案に係る仕様書のとおり
- (3) 委 託 期 間 契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 提案上限額 3, 300, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
ただし、提案上限額での契約を保証するものではない。
- (5) 留 意 事 項 業務の内容は、発注者と契約予定者の協議により決定することとし、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

3 応募資格

- (1) 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
  - イ 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
  - ウ 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
  - エ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
  - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - キ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者又は破産手続き開始の申立てがされている者（同法第30条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - ク 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
  - ケ 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこ

と。

コ 随時、迅速かつ具体的な連絡・協議等が可能な者であること。

- (2) 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記1を満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

#### 4 スケジュール（予定を含む）

年月日	項目
令和8年3月23日（月）	企画提案募集開始
令和8年3月30日（月）午後3時	質問受付期限
令和8年4月3日（金）	質問回答期限
令和8年4月10日（金）午後3時	参加提案への参加申込期限
令和8年4月17日（金）午後3時	企画提案書等の提出期限
令和8年4月23日（木）	企画提案内容のプレゼンテーション
令和8年4月下旬予定	選定結果の通知

※ 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。

#### 5 企画提案書作成等に関する質問及び回答

(1) 受付期限 令和8年3月30日（月）午後3時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式第4号）を電子メールにより10連絡先へ提出すること。電話や口頭による質問、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、回答事項を取りまとめ次第、令和8年4月3日（金）を目処に宮城県子育て社会推進課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

#### 6 企画提案への参加申込

(1) 受付期限 令和8年4月10日（金）午後3時まで（必着）

(2) 申込方法

参加表明書（様式第1号）及び企画提案応募要件に係る宣誓書（様式第2号）を電子メールにより10連絡先へ提出すること。参加表明を行わなかった者から提出された企画提案は受け付けないため、必ず参加表明を行うこと。

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 提出資料及び形式

#### ア 企画提案書（任意様式、PDF形式）

別表1「企画提案書の構成」により作成すること。

#### イ 参考見積書（任意様式、PDF形式）

仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。また、参考見積書は、企画提案を審査する際の参考にするものであり、契約締結の際は再度、見積書の提出を求める。

### (2) 提出方法等

#### ア 提出期限 令和8年4月17日（金）午後3時まで（必着）

#### イ 提出方法 電子メールにより10連絡先に提出すること。

### (3) 留意事項

#### ア 企画提案は、1者につき1案とする。

#### イ 提出された書類の差替え、変更は、原則として一切認めない。

#### ウ 提出された書類は、原則として返却しない（カの取下をした場合も含む）。

#### エ 企画提案の提出に係る全ての経費は企画提案者の負担とする。

#### オ 審査は提出された企画提案書類により行うが、企画提案書類の提出後、内容について確認や説明を求めることがある。

#### カ 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「企画提案に係る取下書」（様式第3号）を提出すること。取消を行った場合、再度の企画提案は認めない。

#### キ 提出された企画提案書類は行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き開示することとなるので、予め承知すること。

## 8 企画提案書の審査及び選定

### (1) 審査方法

県が設置する選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、各委員の評価点の平均が満点の6割以上となった事業者のうち、1位をつけた委員数が多い提案者から順に順位を決定する。

採点の結果、1位をつけた委員が同数いる場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い提案者を候補者として選定する。また、評価点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、選定委員会で協議の上、候補者を選定する。

提案者が多数の場合は、あらかじめ提出書類による予備審査（書類審査）を行った上で上位3者程度のみで企画提案書及びプレゼンテーションによる本審査を行う。

提案者が1者の場合も審査を行い、1に記載の選定方法により、業務を適切に実施できると判断される場合は、業務委託候補者として選定する。

なお、業務を適切に実施できないと判断される場合又は企画提案者がいない場合は、再度、企画提案者を募集する。

- (2) 審査基準及び配点 別表2「審査表」のとおりとする。
- (3) プレゼンテーション審査
- ア 実施日 令和8年4月23日(木) ※実施時間は別途連絡する。
  - イ 実施会場 宮城県行政庁舎内会議室(仙台市青葉区本町三丁目8番1号) ※別に通知する。
  - ウ 実施方法 応募者ごとに対面で個別に行う。
  - エ 時間配分 応募者1者当たり20分程度(説明10分以内、質疑応答10分程度)
  - オ 出席者 応募者1者あたり3名まで。今回の事業に従事する予定の者を含めることとする。
  - カ 説明方法 企画提案書により進めることとし、選定委員が求めた場合を除き、他の資料の使用は認めない。資料を投影するモニターは事務局で用意するが、その他プレゼンテーションに必要なものは、応募者が準備すること。
- (4) 結果通知
- 審査終了後、企画提案者全てに文書で通知する。  
なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。
- (5) 選定結果の公表
- 審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点等を公表する。ただし、選定された候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。
- (6) 失格事由 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
- ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明である場合
  - イ 本要領等の規定に従っていない場合
  - ウ 同一の事業者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
  - エ プレゼンテーションに参加しなかった場合
  - オ 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
  - カ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合

## 9 候補者選定後の取扱い(契約等に関する事項)

- (1) 契約手続
- 県は、選定委員会で選定された候補者と、宮城県財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)に定める随意契約の手続により、予定価格の範囲内で見積合わせを行い、本業務を契約するものとする。
- (2) 業務仕様書
- 契約時における仕様は、別紙仕様書の記載事項を基本とするが、候補者との協議の上、加除修正することができるものとする。
- (3) 契約保証金
- 候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第114条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(4) 契約に関する条件等

- ア 本業務による成果品及び制作過程で撮影した画像等の著作権は県に帰属するものとし、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、媒体間の連携や関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。
- イ 制作物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- ウ 人物を採用する場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- エ 成果品及び制作過程で撮影した画像等について、発注者に対し受注者は著作権者人格権の行使を行わないものとする。
- オ 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- カ 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

10 連絡先

宮城県保健福祉部子育て社会推進課保育支援班  
〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号  
電 話 022-211-2529  
E-mail [kosodateh@pref.miyagi.lg.jp](mailto:kosodateh@pref.miyagi.lg.jp)

(別紙1)

## 企画提案書の構成

企画提案書は、次の1から3までの項目を必ず含むものとする。

### 1 表紙

「委託業務名」、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」及び「連絡先（電話番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

### 2 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

### 3 本文

(1) 当該事業を実施するに当たっての基本的な方針

(2) ロールモデルの創出

- ① 伴走支援の具体的な実施方針・手法
- ② 効果測定的手法

(3) 生成A I活用研修動画の作成

- ① ターゲット層の定義、コンセプト、全体構成案（タイトル、本数、長さ等）
- ② 動画のデザイン案、画面案
- ③ 公開後の改善イメージ

(4) コミュニティ形成支援

- ① ワークショップ等の開催案
- ② 事業終了後の発展イメージ

(5) 本業務の成果を更に高めるための独自提案

(6) 事業実施スケジュール

業務工程表を用い、事業スケジュールを具体的に記載すること。

(7) 事業の実施体制

- ① 統括責任者、デザイナーに加え、保育専門担当とA I技術担当
- ② 制作時の著作権管理やリスクチェック体制

(8) 同種・類似事業の受託実績

官民を問わず、本業務に関連する（保育分野の広報、研修動画制作、A I活用支援等）実績、過去の制作物のポートフォリオ等があれば添付すること。

規格は、以下のとおりとする。

1 縦横比 横：縦が4：3から16：9の範囲内とする。

2 フォントサイズ A4サイズで印刷した際に視認できる大きさとする。

3 ページ数 制限は設けないが、ページ番号を付し、プレゼンテーション審査の際に説明しないページ（参考資料等）にはそのことが分かるよう記号等を記すこと。

4 容量 10メガバイト以内とする。

(別紙2)

審査表

大項目	評価の視点	配点	
ロールモデル の創出	現場の悩みやニーズを引き出すヒアリング手法や技術的・心理的サポート体制が具体的で効果が期待できるか。	25	30
	事務作業時間の削減や保育の質の変化など、成果の的確な評価が期待できるか。	5	
生成AI活用研修 動画の作成	保育現場の特性やセキュリティ等に配慮しつつ、効果的な活用方法を再現性高く伝えることが期待できるか。	10	25
	ターゲット層の行動変容を促す構成やデザイン、ストレスなく視聴できる配慮が期待できるか。	10	
	公開後のアクセス解析に基づく動画改善等により、現場の行動変容までの粘り強い業務遂行が期待できるか。	5	
コミュニティ 形成支援	保育士が参加しやすく、活発な意見交換が行える開催形式や内容が提案されているか。	10	20
	技術習得に留まらず、保育士同士が自律的に学び合うための機運醸成や仕組みづくりが期待できるか。	10	
独自提案	他社にはない強みがあり、業務目的を達成するにあたって、独自性があり、効果的な提案があるか。	10	10
実施体制等	生成AIの特性を踏まえ、スピード感と柔軟性を両立し、実現可能性の高い計画を策定しているか。	5	15
	本業務に関連した実績がある等、保育とAIの両方の知見を有し、安全かつ効果的な運用ができる体制か。	10	
		100	